

1995) という論文を書いた鳥越皓之が地元住民の権利として指摘する「共同占有権」に対する対抗論理として位置づける。彼は中田実の「住民でない市民には、ある地域の（例えば環境）問題について発言権はないのだろうか」（中田，1995：60）という言葉を借りながら、鳥越の主張は地元以外の人々を環境問題についての当事者から疎外していると批判する。そして、そこに住まない者たちを代表する集団である「環境ネットワーク奄美」の論理が、このような中田の問い合わせに対する「回答」になっているとする。該当個所を具体的に示すと「奄美『自然の権利』訴訟の原告側の論理は、この『自然享有権』という考え方を踏まえ、『住民ではない者には、ある地域の環境問題について発言権はないのだろうか』という問題に対しての、一つの回答を提示する」（渡邊，1997：pp, 38-39）というのがそれである。では渡邊が「回答」として読み込んだ「環境ネットワーク奄美」の論理とは、どのような内容なのであろうか。

渡邊は「自然にはそれ自体に固有の価値があり、生物、非生物の相互関係が自然生態系としてそのまま尊重されねばならないことを法的に承認すること」が「『自然の権利』を認める（ゆえに、人間による無秩序な開発等を自然に対する権利侵害行為ととらえる）こと」であり、「自然の権利」が市民や環境NGOによって代弁される根拠が「自然享有権」であるとする。（渡邊，1997：39）そして「環境ネットワーク奄美」が「自然享有権」をもつ根拠としては、以下のように説明される。「（「環境ネットワーク奄美」は、）ゴルフ場予定地に住んでいなくとも、定期的にゴルフ場予定地を野生生物の観察のために訪れている人々は、ゴルフ場予定地の森林と一定の『関係性』を有しており、ゆえにこれらの人々がゴルフ場予定地に生息する野生生物の代弁者として、開発行為を差し止める裁判をおこす権利を有する、すなわち原告適格を有すると主張するのである」（渡邊1998：39）ここではそのような主張が法戦略として妥当であるかどうかという議論は差し控えよう。それは「社会学的意義を明らかにする」という渡邊の本来の意図には合致しないからである。また鳥越が「『住民でない者』には、ある地域の環境問題についての発言権はない」などということを、いった

いどこで述べているのかという疑問点についてもここでは深入りしない。ただ、注意しておかねばならないのは、渡邊がここで問題としている事柄は、鳥越や中田の論じている問題とは全くことなる領域に属する問題だということである。

なぜならここで渡邊が問題としているのは、環境改変に際して「原告適格」を有すると認められる住民（正確には「法律上の利益を有する者」）に対して、住民以外の「そこに住んでいない者」にも「原告適格」を有すると認められるかどうかという法的な問題だからである。もちろん裁判という具体的な課題に直面する運動が、そのような主張を行うことは当然のことである。しかし研究者にとっては、人々がある「戦略」を選択するという社会的事実を検討することと、自然の本質規定によってある運動の主張を正当化することとは明らかに次元の異なる事柄であるはずである。にもかかわらず渡邊は、公判資料にもとづいて「環境ネットワーク奄美」の主張を紹介することにとどまり、地元住民を含む環境NGOが、どのような条件のもとで、なぜ「自然の権利」訴訟という手段を選択したのかという点については検討を行っていない。そのような事実提示のかわりに、渡邊が権利主張の根拠としてもちだすのは「それ自体固有の価値をもつ」とされている自然の本質規定である。つまり渡邊が実際に行っているのは、自然の本質規定にもとづいて環境NGOの主張を根拠づけているにすぎないのである。それに対して、鳥越や中田は、地域環境問題の現場において開発側に対し住民が実際に行使している発言力の問題を論じているのである。鳥越や中田の文献をよめばわかることがあるが、鳥越の主張する「共同占有権」にせよ、中田の提起する「地域共同管理」論にせよ、それぞれのフィールドにおける観察された事実以外の根拠から主張されているわけではない。したがって、もし渡邊が中田や鳥越の議論を吟味しようとするならば、渡邊は、住民や環境NGOに参加する地域外の人々が環境改変に際してどのような選択を行っているのかというフィールドにおける観察事実から権利主張の根拠を引き出す方が説得的であったろう。

もっとも渡邊論文の抱える環境社会学研究としての本質的な問題は、その先にある。それは、渡